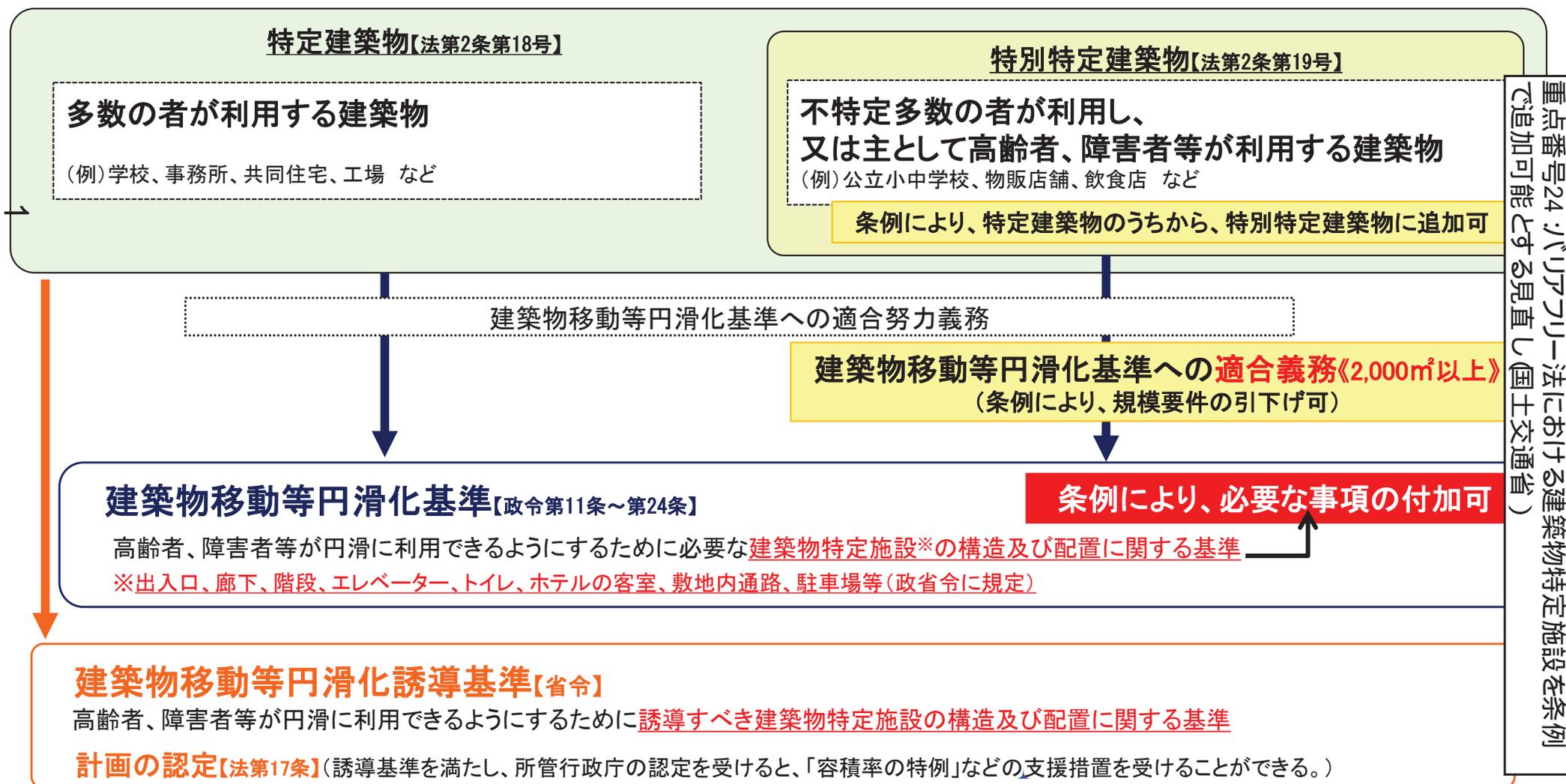


関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
24	バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し	国土交通省	1
31	都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し	国土交通省	5
25	新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	9
13	障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等	内閣府、厚生労働省	13
5	要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し	厚生労働省	16
7	管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し	厚生労働省	26
6	介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長	厚生労働省	34
14	市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	厚生労働省	39
10	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る通知方法の明確化	厚生労働省	46
9	国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し	厚生労働省	47

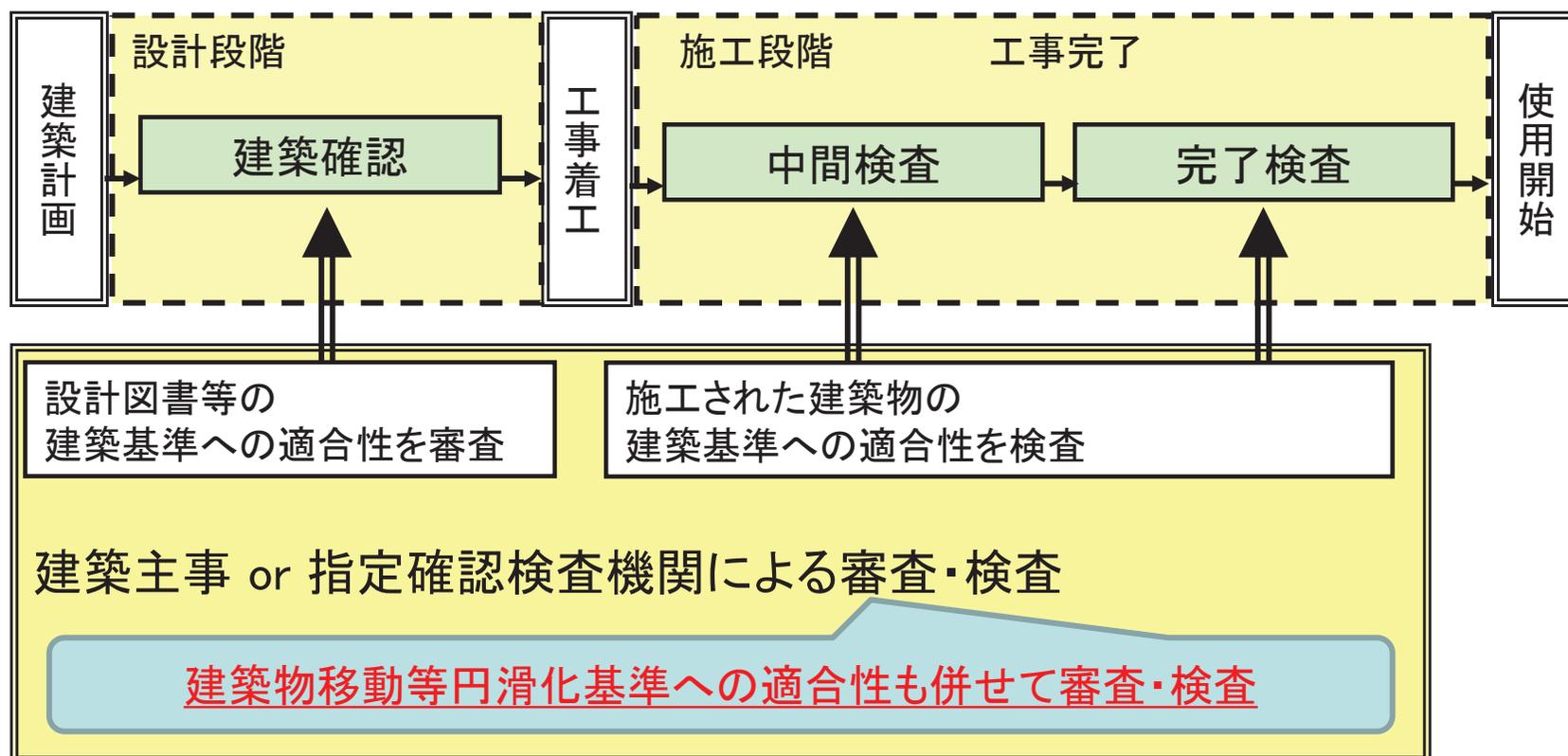
- バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)では、**2,000㎡以上の特別特定建築物**に対して、**建築物移動等円滑化基準への適合義務**を課している。
- 地方公共団体は、当該基準について、**条例を定めることで、建築物特定施設(出入口、廊下、トイレ等)に関する基準を付加することができる。**
- また、当該基準より厳しい建築物移動等円滑化誘導基準を満たすことについて、所管行政庁の認定を受けた場合、「容積率の特例」等を受けることができる。



- 建築物移動等円滑化基準への適合性を担保するため、バリアフリー法第14条に基づき、建築基準法に基づく建築主事又は指定確認検査機関による建築確認・検査の対象としている。
- したがって、建築物移動等円滑化基準に適合しなければ、着工自体を規制する仕組みとなっており、建築主事又は指定確認検査機関が円滑に審査・検査できることが前提となるため、基準の設定にあたっては、「建築物の部分であること」「具体的な基準であること」等を考慮する必要がある。

○建築基準法における建築使用までの手続き

2



- バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政省令で建築物特定施設を具体的に列挙している。
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として、建築物移動等円滑化基準等を規定しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加できることとしている。

建築物特定施設(法第2条20号・政令第6条)

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの
- 三 階段(その踊場を含む。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設
→浴室又はシャワー室(省令第3条)

○法第14条に基づき、建築主等は、建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準/政令第11条～24条)に適合させなければならない。

条例で必要な事項を付加可能

○法第17条に基づき、建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができ、誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(誘導基準/省令)に適合すると認めるときは、所管行政庁は認定することができる。

○法第19条に基づき、認定を受けた特定建築物について、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、容積率算定上の延べ面積に非算入。

提案事項 バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任

提案概要 バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に適合しなければならない特別特定建築物の建築物特定施設の追加について、特別特定建築物の追加と同様に、法律で条例委任することとする。



第1次回答

建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物特定施設に関する基準を付加できることとしています。

具体的な支障事例としてご記載の「劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていませんが、地方自治体が地域の実情に応じて、「劇場等の客席」に関し、移動等円滑化基準に必要な事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいります。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る 地方公共団体独自の基準等を 都道府県住生活基本計画で規定するための 見直しに係るご提案について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和3年8月

住生活基本計画と賃貸住宅供給促進計画について

1. 住生活基本計画（都道府県計画）について

○都道府県は、国が定める住生活基本計画（全国計画）に即して、区域内の住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を作成し、住生活に関する基本方針や目標を達成するために必要な事項、計画期間等について定める（住生活基本法第17条）。

2. 賃貸住宅供給促進計画について

○都道府県及び市町村が、基本方針に基づき住宅確保要配慮者の住まいに関して総合的かつ効果的に施策を展開するための計画を作成し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標や計画期間について定めるほか、住宅確保要配慮者の追加や登録住宅の登録基準の強化・緩和を行うことができる。（SN法第2条、第5条、第6条、同法施行規則第3条、第15条、第16条）

3. 計画に定める事項

※SN法 = 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

住生活基本計画（都道府県計画）

<住生活基本法第17条第2項>

- 方針・目標関係
 - ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
 - ・住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- その他必要事項関係
 - ・計画期間
 - ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項
 - ・計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量
 - ・計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項（一部都道府県）
 - ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県賃貸住宅供給促進計画

<SN法第5条第2項>

- 方針・目標関係
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
 - その他必要事項関係
 - ・計画期間
 - ・賃貸住宅の供給の目標を達成するために必要なもの（公的賃貸住宅の供給の促進、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、賃貸住宅の管理の適正化に関する事項）
-
- <SN法施行規則第3条第11号・第15条>
- 強化・緩和要件関係
 - ・住宅確保要配慮者の範囲の追加
 - ・登録住宅の法定基準（耐震性を除く。）の緩和

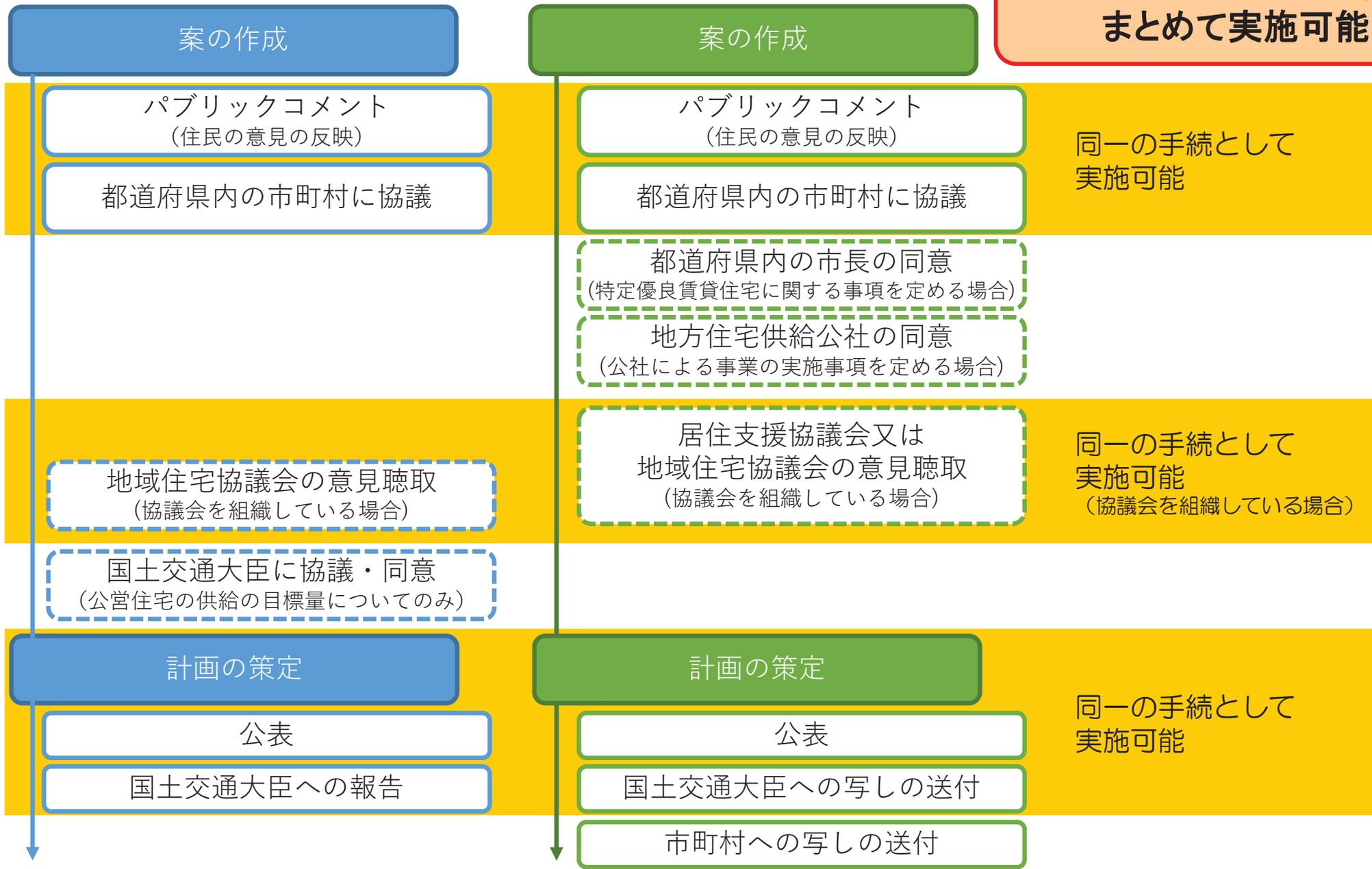
それぞれの計画に定めることとされている事項を記載すれば、住生活基本計画と賃貸住宅供給促進計画等を一の計画として策定可能

計画策定における手続規定の比較

住生活基本計画(都道府県計画) (住生活基本法第17条)

都道府県賃貸住宅供給促進計画 (SN法第5条)

⇒共通する全ての手続を
まとめて実施可能



7

「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日付 技術的助言)

Ⅲ 都道府県計画の変更について

5. その他の留意事項

(1) 他の計画との関係

都道府県計画を含め、以下に掲げる、都道府県が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、一の計画として策定して差し支えありません。

- ・都道府県計画(住生活基本法第17条)
- ・地域住宅計画(地域住宅特別措置法第6条)
- ・都道府県耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条)
- ・都道府県高齢者居住安定確保計画(高齢者居住安定確保法第4条)
- ・都道府県賃貸住宅供給促進計画(住宅セーフティネット法第5条)
- ・マンション管理適正化推進計画(マンション管理適正化法第3条の2)
- ・公営住宅等長寿命化計画(公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号)

※市町村計画についても同様の記載あり

⇒住生活基本計画と賃貸住宅供給促進計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化している。

<類似事例>

市町村住生活基本計画 × 市町村賃貸住宅供給促進計画

○事例1:神奈川県相模原市

『第3次 相模原市住生活基本計画』

第1章～第4章 (略)

第5章 相模原市賃貸住宅供給促進計画

第6章 (略)

○事例2:埼玉県さいたま市

『さいたま市住生活基本計画 さいたま市賃貸住宅供給促進計画』

第1章～第4章 (略)

第5章 賃貸住宅供給促進計画

第6章 (略)

都道府県住生活基本計画 × 住宅関係計画

○事例3:新潟県

『新潟県住生活マスタープラン』

序章～第2章 (略)

第3章 住生活向上のための施策

(2) 高齢者が安心して暮らすことができる住まい・住環境づくり
(新潟県高齢者居住安定確保計画)

第4章・終章 (略)

○事例4:福井県

『福井県住生活基本計画』

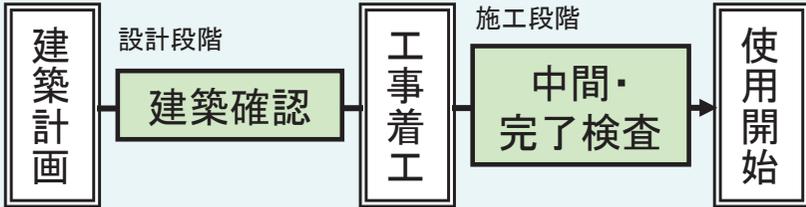
第1章～第4章 (略)

第5章 高齢者居住安定確保計画

第6章 (略)

- 応急仮設建築物は、応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請等の手続きや防火・避難等に係る規定等の全部又は一部を適用除外している。
- 一方、安全性に係る規定を緩和している建築物が長期間存続することは適当でないことに加え、応急仮設建築物から恒久的な建築物への移行が可能となる期間を考慮し、特定行政庁による個別の許可を前提として、応急仮設建築物の存続期間を「3ヶ月＋許可により2年(最長2年3ヶ月)」と規定している。

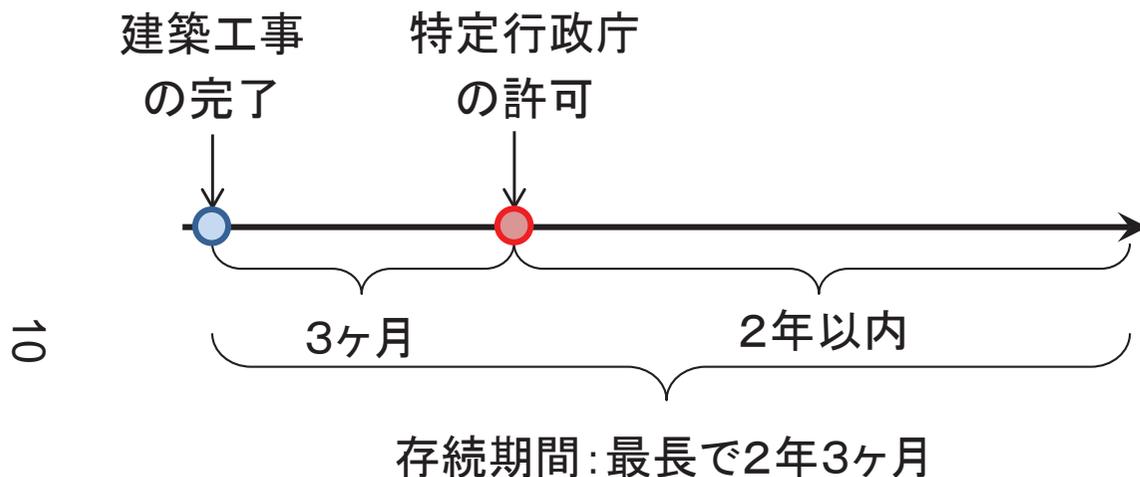
6

	エリア	建築確認手続き	技術基準 (建築基準法)	存続期間
恒久的な建築物 (常設建築物)	—		全て適用	なし
応急仮設建築物 (法第85条第1項) (法第87条の3第1項)	非常災害区域等内	建築確認→不要 中間・完了検査→不要 (3ヶ月を超えて存続させる場合、特定行政庁の許可が必要)	緩和 (全て適用除外)	最長 2年3ヶ月 (3ヶ月＋許可により2年)
応急仮設建築物 (法第85条第2項) (法第87条の3第2項)	—	建築確認→不要 中間・完了検査→不要 (3ヶ月を超えて存続させる場合、特定行政庁の許可が必要)	緩和 (防火・避難等の一部・ 集団規定等の全部を適用除外)	最長 2年3ヶ月 (3ヶ月＋許可により2年)

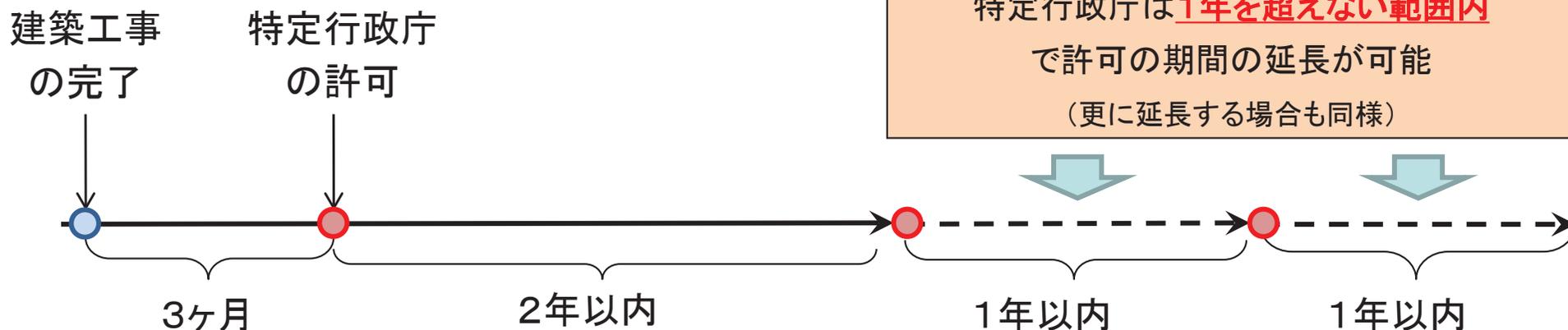
重点番号25 新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長(国土交通省)

○ 災害による被害が甚大で再建に建築基準法で定める存続期間を超えてしまうような場合に対応するため、特定非常災害特措法や東日本大震災復興特区法では、「存続期間の特例に関する措置」を設けている。

■ 建築基準法



- 特定非常災害特措法・・・被災者の居住の用に供されている応急仮設住宅を存続させる必要がある場合
- 東日本大震災復興特区法・・・復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合



○ 近年、建設される応急仮設建築物については、被災状況や建設業者の動態など地域の特性等に応じて、木造やプレハブによるものなど、仕様の多様化が進んでいる。

○木造の応急仮設建築物（応急仮設住宅）



○プレハブメーカーによる応急仮設建築物（応急仮設住宅）



○新型コロナウイルス感染症対応



提案事項

新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長

提案概要

新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などの応急仮設建築物について、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超えて存続期間を柔軟に延長できるようにしていただきたい。

12



第1次回答

ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等確認の上、対応を検討してまいります。